

# 企業行動と国際課税に関する歴史的考察

下 村 英 紀

(税務大学校)  
(教育第一部長)

## 目 次

はじめに .....	301
第1章 経済活動及び企業活動の国際化に関する考察 .....	302
第1節 国際的取引の拡大 .....	302
1 国民総支出 .....	302
2 貿易（輸出・輸入） .....	302
(1) 輸出・輸入額の拡大 .....	302
(2) 貿易収支の黒字額の拡大 .....	304
(3) アジア地域との輸出・輸入の割合の高まり .....	305
3 直接投資残高 .....	307
(1) 直接投資残高の著しい増加 .....	307
(2) 我が国経済・企業活動における対外直接投資の重要性 .....	308
(3) 国別対外直接投資残高 .....	309
4 証券投資残高 .....	311
(1) 証券投資残高の著しい増加 .....	311
(2) 企業活動における国際的資金運用の重要性の高まり .....	312
第2節 企業活動の多国籍化と関連会社間の国際的取引の増大 .....	314
1 企業活動の多国籍化 .....	314
2 関連会社間の国際的取引の増大 .....	314
第3節 日本版ビッグ・バン .....	316
1 金融システム改革 .....	316
2 外為法の改正 .....	318
3 日本版ビッグ・バンの影響 .....	320
第2章 企業活動の国際化と国際課税に関する歴史的考察 .....	321
第1節 企業活動の国際化に伴う国際的二重課税 .....	321
1 国際的二重課税の発生 .....	321
2 事例1－1 国内製造・外国支店輸出販売（国際的二重課税） .....	321

3	事例1-2 国内製造・販売	324
4	国際的二重課税と企業行動	325
5	国際的二重課税排除のための外国税額控除制度の導入	326
6	外国税額控除制度の概要	327
7	租税条約の導入	329
8	外国税額控除制度及び租税条約導入の影響	330
第2節 軽課税国・地域（タックス・ヘイブン）の子会社等を利用した 租税回避		331
1	軽課税国・地域（タックス・ヘイブン）	331
2	事例2 タックス・ヘイブンの子会社を利用した租税回避	331
3	タックス・ヘイブンと多国籍企業の企業行動	333
4	タックス・ヘイブンを利用した租税回避防止のためのタックス・ ヘイブン対策税制の導入	333
5	タックス・ヘイブン対策税制の概要	334
6	タックス・ヘイブン対策税制導入の影響	335
第3節 関連会社間の所得の国際的移転		337
1	所得の国際的移転	337
2	事例3-1 関連会社間の国際的取引価格の操作（1）	337
3	事例3-2 関連会社間の国際的取引価格の操作（2）	339
4	関連会社間の国際的取引価格（移転価格）の操作による所得の国 際的移転	341
5	事例3-3 関連会社間の国際的取引価格の操作（3）	342
6	所得の国際的移転と多国籍企業の企業行動	344
7	所得の国際的移転防止のための移転価格税制の導入	345
8	移転価格税制の概要	346
9	移転価格税制導入の影響	346
まとめ		349
1	我が国の経済活動及び企業活動の国際化の進展の状況	349

2	多国籍企業としての事業展開	349
3	国際的二重課税と企業行動	350
4	タックス・ヘイブンと多国籍企業の企業行動	350
5	所得の国際的移転と多国籍企業の企業行動	351
6	国際課税制度の意義	351
7	国際課税制度と多国籍企業の企業行動	352

## はじめに

経済活動及び企業活動の国際化の進展には、近年著しいものがあり、それに対応して、国際的な経済活動に対する租税制度及びその執行の整備・充実が図られてきている。

本稿では、経済活動・企業活動の国際化の進展の中、企業行動と国際課税の関係について、歴史的に考察を行うことにより、国際課税の基礎理論の整理を行いたいと考えている。

具体的には、我が国の経済活動の国際化について、経済活動の動向を表す主要な経済指標の長期的な推移の分析を行うことにより、経済活動の国際化の進展の状況を数値に基づいて考察することとしたい。また、経済活動の国際化の進展の状況に対応し、企業の事業活動にどのような影響が現れ、企業がどのような企業行動をとるようになったのかについて、分析・考察を行いたい。

次に、我が国の企業が事業活動の国際的な展開を行うに当たり、その企業行動によって、いかなる国際課税上の基本的な問題が発生してきたのかを把握・分析し、その問題に対して租税制度上どのような対応策が取られてきたかについて、歴史的に考察を行いたい。また、その対応策が企業行動及び我が国の課税権にどのような影響を及ぼしているかについて、分析・考察を行いたい。

本稿の検討に当たっては、出来る限り具体的な事例を取り上げ、数値に基づいて分析・考察を行い、思考の過程を分かりやすく整理したいと考えている。

# 第1章 経済活動及び企業活動の国際化に関する考察

## 第1節 国際的取引の拡大

経済活動の国際化は、我が国経済の発展とともに進展してきており、近年その進展には著しいものが認められる。

我が国の経済活動の動向を表す主要な四つの指標（①国民総支出、②貿易（輸出・輸入）、③直接投資残高、④証券投資残高）について、1995（平成7）年とその十年前の1985（昭和60）年、二十年前の1975（昭和50）年とを比べ、この二十年間の推移を表にまとめたものが「表1 経済活動の国際化指標」である。この表に基づき、我が国経済の国際化の進展の状況について、分析・考察を行いたい。

### 1 国民総支出

我が国の経済活動の規模を表す「国民総支出」は、1975（昭和50）年には148兆円、1985（昭和60）年には321兆円、1995（平成7）年には487兆円となっている。1975（昭和50）年を100とした場合には、1985（昭和60）年は217、1995（平成7）年は329となり、この二十年間で3.3倍に拡大している。

これは、日本の経済の規模がこの二十年間において、大きな推移として拡大してきたことを示しており、現在我が国の経済は米国に次いで世界第二の経済規模に位置するに至っている。

### 2 貿易（輸出・輸入）

#### (1) 輸出・輸入額の拡大

海外との商品の取引の規模を表す「貿易（輸出・輸入）」について見ると、輸出額は、1975（昭和50）年には547億ドル、1985（昭和60）年には

(表1) 経済活動の国際化指標

		1975年 (昭和50年)	1985年 (昭和60)	1995年 (平成7年)	
国民総支出[名目] <sup>(1)</sup>		(十億円)	148,170	321,556	486,921
		(指数)	100	217	329
貿易 <sup>(2)</sup>	輸出	(百万ドル)	54,734	174,015	427,350
		(指数)	100	318	781
	輸入	(百万ドル)	49,706	118,029	292,470
		(指数)	100	237	588
直接投 <sup>(3)</sup>	対外	(百万ドル)	8,322	43,974	295,977
		(指数)	100	528	3,557
資残高	対内	(百万ドル)	2,084	4,743	19,833
		(指数)	100	228	952
証券投 <sup>(4)</sup>	対外	(百万ドル)	4,104	145,748	835,128
		(指数)	100	3,551	20,349
資残高	対内	(百万ドル)	6,044	84,847	614,450
		(指数)	100	1,404	10,166

(備考) 指数：1975（昭和50）年＝100

1,740億ドル、1995（平成7）年には4,274億ドルとなっている。1975（昭和50）年を100とした場合には、1985（昭和60）年は318、1995（平成7）年は781と拡大している。

また、輸入額は、1975（昭和50）年には497億ドル、1985（昭和60）年には1,180億ドル、1995（平成7）年には2,924億ドルとなっている。1975（昭和50）年を100とした場合には、1985（昭和60）年は237、1995（平成7）年は588と拡大している。

この二十年間の推移をみると、輸出・輸入の取引額の拡大が国民総支出の規模の拡大に比べ、2倍程度の伸び・規模の拡大（1995（平成7）年の

国民総支出の指数が329であるのに対し、輸出の指数は781、輸入の指数は588と二倍程度の指数)となっている。

これは、この二十年間に日本の経済の規模の拡大以上に、我が国の海外との商品の取引の規模が拡大してきたことを示しており、我が国の経済が貿易によって成り立っていることを表している。

## (2) 貿易収支の黒字額の拡大

貿易収支についてみると、1975（昭和50）年、1985（昭和60）年、1995（平成7）年のいずれの時点においても、輸出額が輸入額を上回り、貿易収支は大幅な黒字（1975（昭和50）年は50億ドル、1985（昭和60）年は559億ドル、1995（平成7）年は1,348億ドルの貿易黒字）となっており、黒字額が拡大してきている。

この背景には、日本の経済が我が国で生産・加工を行う電気機器・一般機械・輸送用機器等の製品・部品を海外に輸出すること（我が国の主要輸出品目についてみると、1995（平成7）年には半導体等電子部品等の電機機器が25.7%、事務用機器等の一般機械が24.2%、自動車等の輸送用機器が19.8%となっており、これらの機械機器で7割を占めている。表2「我が国の主要輸出品目」参照）によって主に成り立っており、これらの機械機器の生産・加工・輸出により、我が国経済が支えられてきたことが指摘できる。

輸入品目についてみると、1975（昭和50）年及び1985（昭和60）年には鉱物性燃料・食料品等が大きな割合を占めていたが、1995（平成7）年には機械機器の製品・部品の割合が高まっており、この二十年間で輸入構造の変化が見られる（表3「我が国の主要輸入品目」参照）。1995（平成7）年度の輸入総額に占める製品輸入の割合は59.9%<sup>(5)</sup>に上っている。



(表2) 我が国の主要輸出品目<sup>(6)</sup>

1975 (昭和50) 年度		1985 (昭和60) 年度		1995 (平成7) 年度	
品 目	構成 比%	品 目	構成 比%	品 目	構成 比%
①機械機器	56.0	①機械機器	72.5	①電気機器	25.7
自動車	12.2	自動車	20.1	半導体等電子部品	9.6
船舶	10.8	テープレコーダー	4.8	②一般機械	24.2
ラジオ	2.6	事務用機器	4.5	事務用機器	7.0
②金属・同製品	21.0	②金属・同製品	10.0	③輸送用機器	19.8
③繊維・同製品	6.8	③化学製品	4.4	自動車	11.6

(備考) 通関ベース

(表3) 我が国の主要輸入品目<sup>(7)</sup>

1975 (昭和50) 年度		1985 (昭和60) 年度		1995 (平成7) 年度	
品 目	構成 比%	品 目	構成 比%	品 目	構成 比%
①鉱物性燃料	44.9	①鉱物性燃料	42.3	①機械機器	26.7
原油	33.9	原油	25.7	事務用機器	5.1
②食料品	15.0	②食料品	12.5	半導体等電子部品	4.0
③原料品(そのた)	9.7	③機械機器	9.5	②鉱物性燃料	16.0
木材	4.6			③食料品	14.7

(備考) 通関ベース

## (3) アジア地域との輸出・輸入の割合の高まり

輸出・輸入額を地域別にみると、輸出については、1975 (昭和50) 年、1985 (昭和60) 年、1995年 (平成7) 年のいずれの時点においても、アジア、アメリカ地域への輸出が大きな割合を占めており、1995 (平成7) 年にはアジア、アメリカ地域を合わせると7割となっている (表4「我が国

の主要輸出地域」参照)。特に著しい特徴としては、アジア地域の占める割合が近年大幅に高まっており、1995(平成7)年には43.8%に至っている。

また、輸入については、1975(昭和50)年及び1985(昭和60)年には中近東地域が大きな割合を占めていたが、近年アジア、アメリカ地域が大き

(表4) 我が国の主要輸出地域<sup>(8)</sup>

1975(昭和50)年度		1985(昭和60)年度		1995(平成7)年度	
品目	構成 比%	品目	構成 比%	品目	構成 比%
①東南アジア	22.5	①アメリカ	37.6	①アジア	43.8
韓国	4.1	②東南アジア	18.6	N I E S	25.1
台湾	3.5	韓国	4.1	A S E A N	17.9
インドネシア	3.1	台湾	2.8	中国	5.1
②アメリカ	21.0	インドネシア	1.2	②アメリカ	27.0
③西欧	14.8	③西欧	15.2	③西欧	16.7
E C	10.1	E C	12.2	E U	15.9

(備考) 通関ベース

(表5) 我が国の主要輸入地域<sup>(9)</sup>

1975(昭和50)年度		1985(昭和60)年度		1995(平成7)年度	
品目	構成 比%	品目	構成 比%	品目	構成 比%
①中近東	28.8	①東南アジア	23.5	①アジア	36.4
②アメリカ	19.2	インドネシア	7.7	A S E A N	14.5
③東南アジア	18.8	韓国	3.3	N I E S	12.4
インドネシア	5.9	台湾	2.7	中国	10.9
韓国	2.5	②中近東	22.4	②アメリカ	22.8
台湾	1.5	③アメリカ	19.4	③西欧	15.9

(備考) 通関ベース

な割合を占めるようになり、1995（平成7）年にはアジア、アメリカ地域を合わせると6割となっている（表5「我が国の主要輸入地域」参照）。輸出と同様に近年、特にアジア地域の割合が高まっており、1995（平成7）年には36.4%に至っている。

### 3 直接投資残高

#### (1) 直接投資残高の著しい増加

「対外直接投資残高」は、我が国の法人等の居住者が海外における外国法人の事業活動に参加するなど、その外国法人との間に永続的な経済関係を結ぶために行われる、外国法人の発行する株式等の取得、外国法人への金銭の貸し付け、又は外国における支店や工事等の設置に係る資金の支払い額の累計・残高である。これは、我が国の企業が海外に子会社の設立や支店等を設置することにより、事業の海外進出・展開を図るための投資額の累計・残高を表したものであり、我が国の対外資産額を示している。

また、「対内直接投資残高」は、外国法人等の非居住者が日本の内国法人の株式等の取得や内国法人への金銭の貸付に係る資金の支払い額の累計・残高である。これは、外国の企業が日本に子会社を設立すること等により、日本での事業進出・展開を図るための投資額の累計・残高を表したものであり、我が国の対外負債額を示している。

日本企業の対外進出を表す対外直接投資残高の推移についてみると、1975（昭和50）年に83億ドルであったものが、1985（昭和60）年には440億ドル、1995（平成7）年には2,960億ドルに上っている。1975（昭和50）年を100とした場合には、1985（昭和60）年は528、1995（平成7）年は3,557となり、この二十年間で35倍強に著しく増加している。

これは、我が国の経済活動の発展とともに、我が国の企業が海外に支店・工場・子会社等を設置して事業活動の海外進出・海外展開を急激に行ってきたことを表しており、我が国企業の事業活動の多国籍化を示している。

一方、外国企業の国内進出を表す対内直接投資残高の推移についてみると、1975（昭和50）年に21億ドルであったものが、1985（昭和60）年には47億ドル、1995（平成7）年には198億ドルとなっている。1975（昭和50）年を100とした場合には、1985（昭和60）年は228、1995（平成7）年は952となり、この二十年間で9倍に増加を示している。

これは、外国企業が我が国に支店・工場・子会社等を設置することによる事業進出が増加して来たことを表しており、外国の多国籍企業による我が国への事業進出がこの二十年間で大幅に増加して来たことを示している。

## (2) 我が国経済・企業活動における対外直接投資の重要性

直接投資残高の分析・考察において注目すべき特徴として、1975（昭和50）年、1985（昭和60）年、1995（平成7）年のいずれの時点においても、対外直接投資残高が対内直接投資残高を大幅に上回っていることが指摘できる。1995年（平成7）年においては対外直接投資残高（2,959億ドル）は対内直接投資残高（198億ドル）の約15倍に上っており、対内直接投資残高は対外直接投資残高の約7％に過ぎない。

これは、日本企業が海外に支店・工場・子会社等を設置して海外で事業展開を行うことは、急激に増加してかなりの額（規模）となっているが、一方それに比べ、外国企業が日本に支店・工場・子会社等を設置して日本で事業展開を行うことは、増加しているもののある程度の額（規模）に止まっているということである。

このことから、我が国の経済の特徴として、①外国の企業からの投資活動を受け入れることよりも、我が国の企業が海外に投資活動を行うこと、つまり我が国は資本輸入国よりも資本輸出国として経済が成り立っていること、②外国に親会社が存する多国籍企業の日本における事業活動以上に日本に親会社が存する多国籍企業の外国での事業活動が経済活動の中で大きな比重を占めていることを顕著に指摘することができる。

## 〔参考〕

この特徴については、海外の市場は日本企業にとって大変魅力的であるが、日本の国内の市場は外国企業から見てあまり魅力がない、あるいは何らかの参入しづらい面があることを示していると考えられる。この背景には、日本の市場が高コスト構造であること（表6「経営資源の地域別価格比較」参照）や、また日本独特の商慣性や規制が多いことが原因となっていると指摘されている。

（表6）経営資源の地域別価格比較<sup>(10)</sup>

項 目	日本	米国	欧州	タイ	中国
土地（工場用地）	100	8	4	1	10
建築コスト	100	73	56	45	
人件費	100	65	32	6	4
陸上運賃（コンテナ）	100	19	15	25	
賃借倉庫	100	2	1	2	2
電力	100	30	25	45	28

### （3）国別対外直接投資残高

対外直接投資残高を国別についてみると（表7「国別対外直接投資累計額」参照）、1973（昭和48）年度末には、上位を占めるイギリス、サウジアラビア・クエート、インドネシア、オーストラリアの各国については鉱業投資（石油等）が中心となっており、アメリカについては商業、金融・保険業、製造業（主に木材・パルプ）への投資が、インドネシア、韓国、タイ、台湾のアジアの各国については繊維・電機等の製造業への投資が中心となっていた<sup>(11)</sup>。

これらの背景には、①国際的な資源需給の逼迫から、資源の安定的確保の重要性が認識されたことによるイギリス等における鉱業への投資の増大、②日本国内における賃金や原材料コストの上昇等、コスト面で海外立

地の有利性が強まったことによるアジア地域における製造業への投資（工場・子会社等の設置）の増大が考えられる。

1985（昭和60）年度末には、一位のアメリカについては商業、金融・保険業、電機・輸送機等の製造業への投資が、インドネシア、オーストラリア、イギリスの各国については鉱業投資が、パナマ、リベリアについては海運業への投資が中心となっていた<sup>(12)</sup>。

（表7） 国別対外直接投資累計額<sup>(13)</sup>

1973（昭和48）年3月		1985（昭和60）年3月		1995（平成7）年3月	
国・地域	百万ドル	国・地域	百万ドル	国・地域	百万ドル
①イギリス	1,407	①アメリカ	19,894	①アメリカ	194,429
②アメリカ	1,273	②インドネシア	8,015	②イギリス	33,830
③サウジ・クェート	585	③パナマ	4,916	③オーストラリア	23,932
④ブラジル	569	④ブラジル	4,274	④パナマ	21,784
⑤インドネシア	473	⑤オーストラリア	3,153	⑤オランダ	19,447
⑥オーストラリア	307	⑥香港	2,799	⑥インドネシア	16,981
⑦カナダ	275	⑦イギリス	2,766	⑦香港	13,881
⑧韓国	207	⑧リベリア	2,296	⑧シンガポール	9,535
⑨タイ	129	⑨シンガポール	1,930	⑨ケイマン	9,249
⑩台湾	108	⑩カナダ	1,575	⑩ブラジル	8,849

（備考）届出ベース

これらの背景には、①欧米地域において電気製品・自動車等をめぐる貿易摩擦の深刻化に伴い現地生産のための投資（子会社等の設置）が増加したこと、②企業の海外における事業展開においてタックス・ヘイブンのパナマ、リベリアにおける海運業への投資（ペーパー・カンパニーの子会社等の設置）の増加が考えられる。

1995（平成7）年度末には、引き続きアメリカへの投資累計額が一位になっており、アメリカについては不動産業、サービス業、金融・保険業、

商業、電機等の製造業への投資が、上位を占めるイギリス、オランダ、香港、シンガポール、ケイマンの各国・地域については金融・保険業への投資が、オーストラリアについては不動産業への投資が、パナマについては海運業への投資が中心となっている<sup>(14)</sup>。

これらの背景には、①バブル期の豊富な資金がアメリカ等における不動産業への投資に向けられたこと、②経済活動の国際化の進展に伴う国際的な資金移動・金融取引の増大によりイギリス等における金融・保険業への投資（支店・子会社等の設置）が増大したこと、③更にこれらの金融取引を含む国際的な取引をタックス・ヘイブンに設立した子会社等を介在させて租税回避を図るため、タックス・ヘイブンであるケイマン、香港、オランダ等への投資（子会社等の設置）の増加が考えられる。

#### 4 証券投資残高

##### (1) 証券投資残高の著しい増加

「対外証券投資残高」は、利子、配当又はキャピタルゲイン等の収益を目的とする資産運用として、我が国の企業等が海外の企業の株式の10%以下の取得や海外の公社債等の債券の取得による投資額の累計・残高を表すものであり、我が国の対外資産額を示している。

「対内証券投資残高」は、外国の企業等が日本の企業の株式の10%以下の取得や日本の公社債等の債券の取得による投資額の累計・残高を表しており、我が国の対外負債額を示している。

この二十年間の証券投資残高の推移を見ると、かなりドラスティックな変化が見られる。

対外証券投資残高は、1975（昭和50）年に41億ドルであったものが、1985（昭和60）年には1,457億ドル、1995（平成7）年には8,351億ドルに上っている。1975（昭和50）年を100とした場合には、1985（昭和60）年には3,551、1995（平成7）年には20,349と、この二十年間で200倍強に著しく増加している。

対内証券投資残高は、1975（昭和50）年に60億ドルであったものが、1985（昭和60）年には848億ドル、1995（平成7）年には6,145億ドルに上っている。1975（昭和50）年を100とした場合には、1985（昭和60）年には1,404、1995（平成7）年には10,166と、この二十年間で100倍強に増加している。

また、1985（昭和60）年及び1995（平成7）年には、対外証券投資残高が対内証券投資残高を上回り、この二十年間で残高が逆転している。

(2) 企業活動における国際的資金運用の重要性の高まり

対内外証券投資残高の著しい増加は、①日本の豊富な資金（資本）が国際金融市場を通じて海外に流出し運用されており、それが急激に増大していること、②また海外のかなりの資金（資本）も国際金融市場を通じて我が国に流入し運用されていること、③このような資金（資本）の国際間の移動、国際的な金融取引が相互交通により、国際的な商品の取引を表す貿易（輸出・輸入）取引の増加をはるかに上回る勢いで近年急激に増大・進展していること（1995（平成7）年の貿易の指数は、輸出が781、輸入が588であるのに対し、証券投資残高の指数は、対外が20,349、対内が10,166と大幅に上回っている）を示している。

また、近年においては、対外証券投資残高の額（1995（平成7）年には835,128百万ドル）が、対内証券投資残高の額（1995（平成7）年には614,450百万ドル）及び対外直接投資残高の額（1995（平成7）年には295,977百万ドル）を上回っている状況にあり、これは、我が国経済において、我が国企業の企業行動の中で国際的な資金運用の重要性が高まっていることを指摘することができる。

〔注〕

- (1) 経済企画庁編「国民経済計算報告（昭和30年～平成6年）」p 56～61  
経済企画庁編「国民経済計算年報（平成9年版）」p 66～67
- (2) 大蔵省編「財政金融統計月報（国際収支特集）1976.6—290号」p 21  
大蔵省編「財政金融統計月報（国際収支特集）1986.6—410号」p 33



- 大蔵省編「財政金融統計月報（国際収支特集）1996.9-533号」p 19
- (3) 大蔵省編「財政金融統計月報（国際収支特集）1997.6-290号」p 31  
 大蔵省編「財政金融統計月報（国際収支特集）1986.6-410号」p 47  
 大蔵省編「財政金融統計月報（国際収支特集）1996.9-533号」p 47  
 （平成7年の計数については、平成7年末の外国為替相場1ドル＝102.91円で換算したもの）
- (4) 同上
- (5) 大蔵省編「財政金融統計月報（国際収支特集）1996.9-533号」p 9
- (6) 大蔵省編「財政金融統計月報（国際収支特集）1997.6-290号」p 11  
 大蔵省編「財政金融統計月報（国際収支特集）1986.6-410号」p 16  
 大蔵省編「財政金融統計月報（国際収支特集）1996.9-533号」p 7
- (7) 同上
- (8) 大蔵省編「財政金融統計月報（国際収支特集）1976.6-290号」p 12  
 大蔵省編「財政金融統計月報（国際収支特集）1986.6-410号」p 17  
 大蔵省編「財政金融統計月報（国際収支特集）1996.9-533号」p 8
- (9) 同上
- (10) 通商産業省編「通産ジャーナル94.5号-内外価格差と輸出企業（和田裕シャープ（株）副社長）」
- (11) 大蔵省編「財政金融統計月報（海外投資特集）1973.9-258号」p 32～41
- (12) 大蔵省編「財政金融統計月報（対外民間投資特集）1985.12-404号」p 54～59
- (13) 大蔵省編「財政金融統計月報（海外投資特集）1973.9-258号」p 26～28、大蔵省編「財政金融統計月報（対外民間投資特集）1985.12-404号」p 24～25、大蔵省編「財政金融統計月報（対内外民間投資特集）1995.12-524号」p 26～31
- (14) 大蔵省編「財政金融統計月報（対内外民間投資特集）1995.12-524号」p 40～

## 第2節 企業活動の多国籍化と関連会社間の国際的取引の増大

### 1 企業活動の多国籍化

我が国の経済活動の規模の拡大・発展とともに、①国際的な商品の取引である貿易（輸出・輸入）取引の増加、②海外に支店・工場・子会社等を設置することにより事業展開を行う対外直接投資の増大、③国際的な資金（資本）の運用・移動を行う対内外証券投資残高の増大がみられ、これらが著しく進展していることは前節で分析・考察したところである。

このような経済活動・企業活動の国際化の進展に伴い、我が国企業の企業活動の多国籍化、国境を越えて活動を行う関連企業グループ（多国籍企業）としての企業活動が最も顕著な特徴として指摘することができる。

例えば、前節の「3 直接投資残高」で分析・考察したとおり、電機・輸送機等の製造を行う我が国の企業については、①日本国内の賃金・原材料等の高コスト構造を背景として、アジア等の低コスト地域における製造コストの削減を目的とする部品の製造機能を持つ現地子会社の設立や、②欧米地域における日本製品をめぐる貿易摩擦の深刻化を背景として、欧米地域における完成品の製造機能を持つ現地子会社の設立、といった異なる形態による事業活動の海外展開が行われており、関連企業グループとして企業活動の多国籍化が進展していることが把握できる。

### 2 関連会社間の国際的取引の増大

企業活動の多国籍化に伴い、関連企業グループ間の取引は、我が国の本社と海外の工場・支店との二国間の貿易取引のみならず、国境を越えて活動する関連企業グループ（多国籍企業）の親会社と世界各地に設立された複数の生産・販売子会社等との間の多角的な貿易取引、例えば日本の親会社と海外製造子会社間の取引と海外製造子会社と海外販売子会社間の取引が密接に繋がった国際的な取引が増大しており、多国籍企業にとっては、関連会社間取引の比重が増している。

また、これらの多国籍企業の中には、海外に多数の製造・販売・金融子会社・孫会社を有し、税金のないまたは税率の非常に低い国・地域であるタックス・ヘイブンに設立したペーパー・カンパニーの子会社等を関連企業グループ間の取引に介在させ、利用しているところがある。

このように企業活動が多国籍化し、事業活動が拡大するのに伴い、企業グループ全体の税負担の軽減が企業経営上の重要なテーマの一つとなり、多国籍企業の中には、各国の優遇税制やタックス・ヘイブン等を巧みに利用して親子会社間で複雑・多様な貿易取引・国際金融取引を行い、多国籍企業の関連企業グループ全体の租税負担を最小限にするようなタックス・プランニング（国際租税戦略）を策定し、活用しているものがあると考えられる。

### 第3節 日本版ビッグ・バン

#### 1 金融システム改革

日本の経済が21世紀の高齢化社会においても活力を保っていくためには、①国民の資産がより有利に運用される場が必要であること、②次の世代を担う成長産業へ資金供給ができることが重要であり、また日本として世界に相応しい貢献を果たしていくためには、③日本から世界に円滑な資金の供給をしていくことが重要であると考えられている。

このためには、1,200兆円に上る日本の個人金融資産（表8「個人金融資産残高」参照）を十二分に活用していくことが不可欠であり、経済の血液の流れを司る金融市場が資源の最適配分というその本来の機能をフルに果たしていくことが必要と考えられている。

そこで、金融行政を市場原理を基軸とした透明なものに転換するだけでなく、金融市場自体の構造改革をなしとげ、東京の金融市場の活性化を図ることが必要となっている。

この金融システムの改革は、具体的には、次の3つの原則に基づいて行われることになっている。

- ① F R E E（市場原理が働く自由な市場に）  
参入・商品・価格等の自由化
- ② F A I R（透明で信頼できる市場に）  
ルールの明確化・透明化、投資家保護
- ③ G L O B A L（国際的で時代を先取りする市場に）  
グローバル化に対応した法制度、会計制度、監督体制の整備

この3原則に照らして必要と考えられる改革を、2001年までに検討を行い、実行していくこととなっている。

(表8) 個人金融資産残高<sup>(1)</sup>

金融資産	1995（平成7）年度末
現 預 金	6,527,798
現金・要求払預金	1,186,030
定期性預金	5,339,583
外貨預金	2,185
譲渡性預金	943
信 託	781,591
保 険	2,999,640
有 価 証 券	1,519,531
政府短期証券・国債	36,597
金融債	232,238
株式	826,467
投資信託受益証券	321,486
その他	102,743
合 計	11,829,503 億円

## 〔参考〕

個人金融資産を日本と米国を比較してみると（表9「個人金融資産日米比較〔1995年〕」参照）、個人金融資産全体に占める①預貯金の割合が日本は55.2%と半分を上回っているのに対し、米国は16.1%に過ぎないこと、②株式・投資信託の割合が日本は9.7%であるのに対し、米国は26.0%と大きな割合を占めていることが特徴として指摘できる。

(表9) 個人金融資産日米比較〔1995年〕<sup>(2)</sup> (%)

	全体残高	預貯金	株式	投資信託	保険年金
日 本	1183兆円	55.2	7.0	2.7	25.4
米 国	2071百億ドル	16.1	20.1	5.9	29.5

## 2 外為法の改正

金融システム改革の一環として、1997（平成9）年5月に外為法（「外国為替及び外国貿易管理法」の法律の題名から「管理」が削除され、「外国為替及び外国貿易法」となった）が改正され、1998（平成10）年4月から施行されている。

(表10) 外為法改正の分かりやすい具体例<sup>(3)</sup>

項 目	具 体 例
<p>1 内外資本取引等の自由化</p> <p>—事前の許可・届出制度の原則廃止—</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海外預金の自由化</li> <li>・ 対外貸借の自由化</li> <li>・ 居住者間の外貨建取引の自由化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業や個人がニューヨークの銀行の支店に自由に預金口座を開設し、ドル預金や円預金を自由に持つことができる。その口座を通じて、小切手等を使って企業が海外での取引の決済を行ったり、個人が通信販売の代金を払ったりすることもできるようになる。</li> <li>・ 海外から直接資金を借りたり、また、貸し付けたりすることが自由にできるようになる。</li> <li>・ 国内の企業間のドル建て決済が自由に行える。例えば、メーカーが商社を通じて輸出した場合、これまでは商社は受け取った外貨を円貨に換えて、それをメーカーに渡していたが、改正後は、外貨のまま受け取ることができる。メーカーは、その外貨をそのまま海外からの部品輸入の代金に充てることができるので、為替手数料の節約を行うことができる。</li> <li>・ ドルショップも開設できる。1ドルコーヒーハウス等も可能。</li> </ul>

項 目	具 体 例
<ul style="list-style-type: none"> <li>・クロスボーダーの証券取引等の自由化</li> <li>・特殊な（銀行等を通じない）支払等の自由化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人投資家をも対象とした外貨建金融商品の開発・販売も可能となる。</li> <li>・国内投資家が海外預金を通じて事前の届出・許可なしに、ニューヨークやロンドンの証券会社や銀行から債券や株式を買うことができる。</li> <li>・非居住者が国内で債券を発行する場合や居住者が海外で債券を発行する場合にも、事前の届出は不要。事後報告で足りることとなる。</li> <li>・銀行を通じない対外決済(相殺・マルチネットイング等)を自由に行うことができる。</li> </ul>
<p>2 外国為替業務の完全自由化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一為銀制度、指定証券会社制度、両替商制度を廃止し、外為業務に着目した規制を撤廃することで、外為業務の自由な参入・退出を確保一</li> <li>・外為業務の自由化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国為替の売買を銀行以外の者でも自由に業務として行うことができる。証券会社の窓口でスワップ等様々な外為売買が可能となる。通貨関連のデリバティブ等を専門に扱う会社をつくることも可能。</li> <li>・誰でも自由に両替業務ができる。このため、銀行に行かなくても一般商店の店頭で円とドルの交換やトラベラーズチェックの購入ができるようになる。街のあちこちに両替商ができ、競争が広がれば両替手数料の低下にもつながる。</li> </ul>
<p>3 対外直接投資</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般事業会社が外国で銀行業に出資し、銀行を設立するとしても外為法上は自由。</li> </ul>

改正の内容は、①内外資本取引等の自由化（事前の許可・届出制度の原則廃止）、②外国為替業務の完全自由化（為銀制度、指定証券会社制度、両替商制度を廃止し、外為業務に着目した規制を撤廃することで、外為業務の自由な参入・退出を確保）等を行うものである。

これにより、①企業や個人が海外の銀行に自由に預金口座を開設してドル預金や円預金を自由に持つことができたり、また海外から直接資金を借りたり、貸し付けたりすることが自由にできることとなり、②外国為替の売買を銀行以外の者でも自由に業務として行うことができ、また誰でも自由に両替業務ができることとなる（表10「外為法改正の分かりやすい具体例」参照）。

### 3 日本版ビッグ・バンの影響

外為法の改正等金融のシステム改革—日本版ビッグ・バンの実行に伴い、次のような影響が考えられる。

- ① 海外預金・対外貸借の自由化により、国境を越える資金移動が益々活発化し、増大する。
- ② 規制緩和による商品・価格の自由化により、金融コストの低下とともに、新たな金融商品・サービスの開発が進み、取引内容が一層複雑・多様化する。
- ③ 一部の大企業のみならず中小企業や1,200兆円にもものぼる個人金融資産を保有する個人も、海外預金や新たな金融商品・サービスの購入を行うようになり、取引層の大幅な拡大が予想される。

#### 〔注〕

- (1) 大蔵省編「財政金融統計月報（金融特集）1997.3—539号」p 58
- (2) 読売新聞1998（平成10）年2月25日（水）朝刊p 9
- (3) 大蔵省編「ファイナンス1997.6—379号」p 38～47（18年振りの外為法抜本改正）



## 第2章 企業活動の国際化と国際課税に関する歴史的考察

### 第1節 企業活動の国際化に伴う国際的二重課税

#### 1 国際的二重課税の発生

日本の経済活動の国際化の状況を分析すると、我が国の経済の規模の拡大以上に、海外との商品の取引を表す貿易（輸出・輸入）取引の規模が拡大してきたこと、特に貿易収支の黒字額の拡大は著しく、我が国の経済は主として我が国で生産・加工を行う電気機器・一般機械・輸送用機器等の製品・部品を海外に輸出することによって支えられてきたことは、前章で分析・考察したところである。

ところで、日本の企業が我が国で生産した機械機器を海外に支店を開設して販売を行い利益を得た場合に、その事業所得に対しては、我が国の法人税制上は我が国の法人の所得全体（全所得）を課税対象としていることから、法人が国外で得た所得についても国内で得た所得と同様に我が国で課税が行われることとなる。またそれとともに、通常その所得の源泉地である外国においても課税が行われることとなることから、同じ所得について、我が国と外国の双方の課税権が競合し、国際的二重課税の発生という問題が生じることとなる。

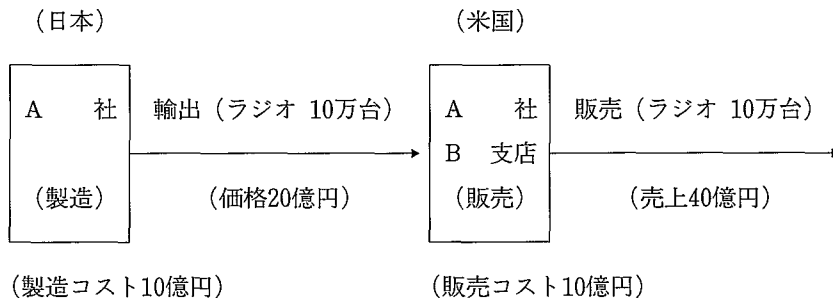
この問題を具体的な事例で検証することとしたい。

#### 2 事例1-1 国内製造・外国支店輸出版売（国際的二重課税）

電器製造会社Aは、日本の国内にある工場で電器製品のラジオを製造し、それを米国に設置した支店Bを通じて米国に輸出・販売している。

具体的には、電器製造会社Aは、日本国内にある工場においてラジオ10万台を10億円の製造コストで製造し、それを米国支店Bに20億円で輸出を行っている。米国支店Bは、このラジオ10万台を10億円の販売コストをかけて米

## 事例1-1 国内製造・外国支店輸出版売（国際的二重課税）



(表11) 米国支店Bの利益（所得）・法人税

売上収入	4,000,000 千円
一) 仕入コスト	2,000,000 千円
一) 販売コスト	1,000,000 千円
利益（所得）	1,000,000 千円
×) 税率	35 %
一) 米国法人税	350,000 千円 ①
税引き後利益	650,000 千円

(表12) 日本本社Aの利益（所得）・法人税

売上収入	4,000,000 千円
一) 製造コスト	1,000,000 千円
一) 販売コスト	1,000,000 千円
利益	2,000,000 千円
一) 米国法人税	350,000 千円
所得	1,650,000 千円
×) 税率	37.5%
一) 日本法人税	618,750 千円 ②
税引き後利益	1,031,250 千円 ③

国において販売し、40億円の売上収入を得ている（図「事例1-1 国内製造・外国支店輸出販売（国際的二重課税）」参照）。

この場合、米国支店Bのラジオの輸入・販売にかかる米国における利益（所得）は10億円となり、米国における法人税は、税率が35%（米国の法人税率は、15、25、34、35%の4段階になっており、35%として計算）であることから、350百万円となる（表11「米国支店Bの利益（所得）・法人税」参照）。

次に、日本の本社Aは、日本では国内・海外の全世界で獲得した所得について法人税の納税義務があるので、このラジオの製造・輸出・販売取引全体を通じて1,650百万円の所得が発生したこととなり、日本の法人税率は37.5%（1998（平成10）年度の税制改正により、1998（平成10）年4月1日以降開始事業年度の法人税率は、34.5%に引き下げられている。ここでは、改正前の法人税率で計算）であることから、618,750千円の法人税を日本で支払うことになる。その結果、電器製造会社Aは、本社・支店全体で968,750千円（①+②）の法人税の負担を行うこととなり、税引き後1,031,250千円の利益が残ることとなる（表12「日本本社Aの利益（所得）・法人税」参照）。

ところで、電器製造会社Aは、このラジオの製造・輸出・販売を通じて得た利益（所得）の内、米国で発生した利益（所得）10億円については、米国と日本で二回法人税が課税されている。

具体的には、米国支店Bがラジオの輸入・販売を通じて米国で得た利益（所得）10億円について、米国において法人税（35%）350百万円が課税され、日本本社Aはその米国法人税の税引き後利益（所得）650百万円について、日本において法人税（37.5%）243,750千円が課税されている。米国で発生した同一の利益（所得）について、日米の二つの国で二回法人税が課され、合計593,750千円の法人税（①+④）を支払うこととなり、二重課税が生じている。米国で発生した利益（所得）10億円について、A社には、税引き後406,250千円の利益が残ることとなる（表13「米国発生利益（所得）に

対する二重課税」参照)。

これらの結果、A社が事業として行ったラジオの製造・輸出・販売を通じて得た利益(所得)1,650百万円について、A社としては、日米両国で合計968,750千円(①+②)の法人税が課され、税引き後1,031,250千円の利益を得ることとなった(表14「日本本社Aの法人税・税引き後利益」参照)。

(表13) 米国発生利益(所得)に対する二重課税

米国支店Bの利益(所得)	1,000,000 千円	
一) 米国支店Bの米国法人税(35%)	350,000 千円	①
米国支店Bの米国税引き後利益(所得)	650,000 千円	
一) 日本本社Aの日本法人税(37.5%)	243,750 千円	④
日本本社Aの税引き後利益	406,250 千円	

(表14) 日本本社Aの法人税・税引き後利益

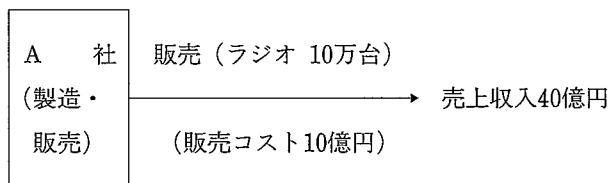
日本本社Aの輸出売上収入	2,000,000 千円	
一) 日本本社Aの製造コスト	1,000,000 千円	
日本本社Aの国内発生利益(所得)	1,000,000 千円	
+) 米国支店Bの米国税引き後利益(所得)	650,000 千円	
日本本社Aの全世界利益(所得)	1,650,000 千円	
一) 日本本社Aの日本法人税(37.5%)	618,750 千円	②
日本本社Aの税引き後利益	1,031,250 千円	③

### 3 事例1-2 国内製造・販売

ところで、電器製造会社Aは、国内で製造したラジオを米国に輸出することに変えて、製造コスト・販売コスト・売上収入が同一の条件の下、日本国内でそのラジオ10万台を販売した場合(図「事例1-2 国内製造・販売」参照)には、ラジオの製造・販売に係る利益(所得)は20億円となり、法人

## 事例1-2 国内製造・販売

(日本)



(製造コスト10億円)

(表15) 電器製造会社Aの国内製造・販売の利益(所得)・法人税

売上収入	4,000,000 千円	
-) 製造コスト	1,000,000 千円	
-) 販売コスト	1,000,000 千円	
利益(所得)	2,000,000 千円	
×) 税率	37.5%	
-) 法人税	750,000 千円	⑤<①+②
税引き後利益	1,250,000 千円	⑥>③

税は日本においてのみ課税され750百万円となる。税引き後1,250百万円の利益が残ることとなる(表15「電器製造会社Aの国内製造・販売の利益(所得)・法人税」参照)。

## 4 国際的二重課税と企業行動

このように、電器製造会社Aにとって、国内で製造した製品を海外に設置した支店を通じて輸出・販売する場合には、国外で発生した同一の利益(所得)について外国と日本の二つの国において二重課税が行われ、二重課税が発生することとなり、その製品を国内で販売するよりも税負担が大きく(①+②>⑤)、税引き後の利益は小さくなる(③<⑥)。

このような国際的二重課税が発生すると、日本の企業にとっては、海外で支店・工場等を設置して事業展開を行うことは国内で事業を行うことよりも税負担が大きく（つまり税引き後の利益が小さく）不利となり、海外に支店・工場等を設置して貿易（輸出・輸入）取引を行って事業展開を行うことに抑制的にならざるえない面が生じる。このような租税制度は、企業の国際的な事業活動を歪め、経済の発展を阻害することとなると考えられる。

## 5 国際的二重課税排除のための外国税額控除制度の導入

このようなことを背景として、国内での事業活動から得られる利益（所得）と海外での事業活動から得られる利益（所得）について租税の中立性を確保するため、国外で発生した所得についてその外国で課された税額を我が国で課される税額から控除することにより、国際的な経済活動に対する国際的二重課税を排除する「外国税額控除制度」が1953（昭和28）年度の税制改正（昭和28年法律174号法人税法の一部を改正する法律）において我が国の国内の租税制度として導入されている<sup>(1)</sup>。

### 〔参考〕

国際的二重課税を排除する措置には、外国税額控除方式（Foreign Tax Credit Method）と国外所得免除方式（Exemption Method）の二つの方式があるといわれている<sup>(2)</sup>。

外国税額控除方式は、所得の源泉が国内・海外を問わずそのすべてを課税の対象とする租税制度（全世界所得課税）のもとで、外国で発生した所得について外国で納付した税額を自国の税額から控除する方式である。外国税額控除方式は、国内に源泉のある所得と国外に源泉のある所得との間の課税の公平の維持に役立つとともに、投資や事業活動を国内で行うかそれとも海外で行うかについて税制の中立性を維持することにも役立つといわれている。この方式は、自国企業の対外投資（海外における経済活動）の税負担と国内投資（国内における経済活動）の税負担を同じに扱うもの

であり、税制が対外投資活動に対し中立的であることから、「資本輸出中立性」を有するといわれている。

我が国は資本輸出国であること（①対外直接投資残高が著しく増加し、対内直接投資残高を大幅に上回っていること、②貿易（輸出・輸入）取引額が増加し、貿易収支の黒字額が大幅に拡大していること）については、前章において分析・考察したところである。我が国のような資本輸出国にとっては、自国企業が海外に進出し事業展開を行う上で、自国の租税制度に起因する阻害要因の国際的二重課税を排除する措置をとることは極めて重要な租税政策であり、我が国における外国税額控除方式の導入は意義のあることと考えられる。

一方、国外所得免除方式は、国外に源泉のある所得については自国の課税の対象から除外する方式である。この方式では、自国の課税権は外国において発生した所得については行使しないが、国内で発生した所得については自国資本・外国資本を区別することなく同一にすべて課税の対象とするものである。

国外所得免除方式は、外国資本にとっては、自国資本と同様に国内源泉の所得については課税され、国外源泉の所得については課税が免除されることから、国内における競争条件が同一となる。これは、国内への資本の流入について租税制度が中立的であることを意味し、このことから国外所得免除方式は「資本輸入中立性」を有するといわれている。なお、この方式では、自国資本の対外進出と国内投資の優劣の関係については、進出先国の税制上の取扱いいかんによることとなる。

## 6 外国税額控除制度の概要

外国税額控除制度導入当時の制度の概要は、次のとおりとなっていた。

施行地外にある資産または事業を有する内国法人が、当該資産または事業から生じた所得（外国から生じた所得）について、その所在地国の法令により課せられる法人税に相当する税（外国の法人税）を納付することとなる場

合においては、当該外国から生じた所得についての外国の法人税の課税上の計算期間内に生じた当該法人の所得のうち、当該外国から生じた所得に対応するものとして計算した部分の金額に対し、当該法人の区分に応じ42%または35%の税率を乗じて算出した金額を限度として、当該外国の法人税の額を当該計算期間の末日を含む事業年度の所得に対する法人税額から控除する。上記の外国の法人税の額は、法人の各事業年度の所得の計算上損金に算入しない。

〔参考〕

外国税額控除制度の創設当時の制度では、控除限度額については、国別の限度額計算方式であったこと、外国法人税額については、外国支店で生じた所得について直接課税された法人税を対象とする直接納付税額控除方式であったことが特徴として上げられる。

これらについては、1962（昭和37）年度の税制改正で現在の制度にほぼ近い次のような改正が行われている<sup>(3)</sup>。

- ① 外国税額控除をなす場合の控除限度額につき、従来のようにその計算を国外所得の生じた外国別に行う国別限度額計算方式に加えて、国外所得全体として一括して限度額の計算をなす一括限度額計算方式によることが認められることとなった（その後1963（昭和38）年度の税制改正等により一括限度額計算方式に統一されている）。
- ② 内国法人が一定の条件に該当する外国の子会社から配当を受けた場合に、従来その配当に課された税（通常は源泉徴収の形で課される。）に限って控除が認められる建前であったが、その配当に対し直接課される税に止まらず配当の原資となったその子会社の利益に対して課された外国の法人税相当の税についても控除（間接納付税額控除方式）が認められることとなった。



## 7 租税条約の導入

国内制度としての外国税額控除制度の導入に加え、このような国際的な経済活動に対する国際的二重課税を二国間で排除するため、日本と米国との間で租税条約（日本国とアメリカ合衆国との間の二重課税の回避及び脱税の防止のための条約）が1954（昭和29）年度の税制改正で導入され、1955（昭和30）年4月から発効している。この日米租税条約においては、日米両国は相手国で得た所得を合算課税するが、外国税額控除方式により二重課税の回避を行うことが規定されている。

### 〔参考〕

日米租税条約の国会審議（1954（昭和29）年4月26日衆議院外務委員会岡崎國務大臣答弁）において、次のような提案理由説明が行われている<sup>(4)</sup>。

「日米両国間の経済上、文化上の関係は、戦後著しく密接となりましたが、昨年の秋日米友好通商航海条約が発効いたしまして以来、日米両国人の交渉がいよいよはげしくなり、両国の領域にわたる財産の所有または移転もますます多くなってきているのであります。さらに、わが国といたしましては、外資導入による国内生産力の向上、輸出入貿易の促進等国家の見地から、日米経済関係の緊密化に期待するところが大きいのであります。

この際、日米両国の税法が異なっておりますために、それをそのまま適用いたしますと、両国間に二重課税の事実が生じ、また脱税の可能性が存することとなり、両国間の円滑な経済及び通商の関係に対して大きな支障となりますので、政府はかねてから合衆国政府と交渉いたしました結果、今回所得税関係と相続税関係との二本建の租税条約を合衆国駐在井口大使と合衆国代表との間で署名するに至りましたわけであります。

これらの条約が効力を生じますと、両国間における二重課税及び脱税の問題は、有効適切に処理されることとなり、日米両国の国民は、今後安心

してその経済上、文化上の活動に従事できるのみならず、日米両国の経済協力も一層円滑に行われるようになることを信じて疑いません。」

## 8 外国税額控除制度及び租税条約導入の影響

我が国の経済は、資本輸出国としてその存立の基盤を有し、貿易（輸出・輸入）取引や外国に支店・工場・子会社等を設置して事業展開を図ることにより経済の発展を支え、近年そのような国際的な経済活動を急激に拡大して来たことは、前章において分析・考察したところである。

企業の国際的な事業活動を阻害する国際的二重課税の排除のため、1953（昭和28）年に外国税額控除制度の導入が行われ、翌々年には日米租税条約が発効したことは、資本輸出国としての我が国経済にとって、その後の我が国企業の事業活動の国際的な発展に大きな役割を果たしてきたと考えられる。また、1962（昭和37）年度の税制改正において、直接納付税額控除方式に加え間接納付税額控除方式が認められることとなったことは、支店・工場による海外進出に加え子会社の形態による海外進出についても国際的二重課税が排除されることとなり、我が国企業の多国籍企業としての事業活動の発展に大きな寄与を果たしてきた意義があるものと考えられる。

### 〔注〕

- (1) 税経通信「改正税法解説(臨時増刊号)」(税務経理協会 昭和28年8月)P47～68
- (2) 金子宏著「租税法(第4版)」(弘文堂 1992年) p288～292 水野忠恒編著「国際課税の理論と課題」(税務経理協会 平成7年) p3～8、p87～106
- (3) 国税速報「改正税法総解」(大蔵財務協会 昭和37年4月) p60～67
- (4) 「第十九回国会税法改正参考資料集」(昭和29年7月) p66～67

## 第2節 軽課税国・地域(タックス・ヘイブン)の子会社等を利用した租税回避

### 1 軽課税国・地域 (タックス・ヘイブン)

世界の中には税金がない、または税負担が極めて低い国・地域がある。例えば、カリブ海のケイマン諸島(英領)や大西洋のバミューダ(英領)等では、個人所得税や法人税がなく、会社の設立が簡単に出来、外国為替の規制がなくいかなる通貨や証券も自由に取り引することができ、金融センターとしての機能も備え、通信・交通手段も整備され、政治・経済的に安定しており、国際的なビジネスを行うには大変便利な場所となっている。

このような税金がない、または税負担が極めて低い国・地域のことを「タックス・ヘイブン」と呼んでおり、多国籍企業がこのタックス・ヘイブンに子会社等を設立し、これを利用して税負担の不当な軽減を図るという問題が発生している。

この問題を具体的な事例で検証することとしたい。

### 2 事例2 タックス・ヘイブンの子会社を利用した租税回避

電器製造会社Aは、タックス・ヘイブンのバミューダに子会社Cを設立し、日本の国内の工場で製造したカセット・プレーヤーをC社を経由して米国の販売子会社Dに輸出・販売している。

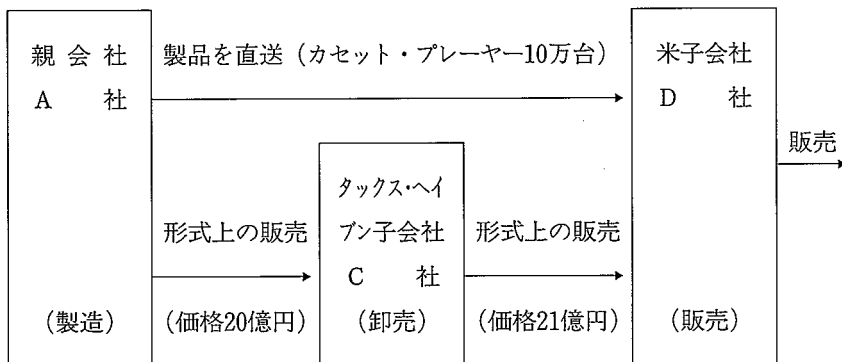
具体的には、電器製造会社Aは、日本国内にある工場においてカセット・プレーヤー10万台を製造し、それをタックス・ヘイブンのバミューダに卸売業を事業目的として設立した100%子会社であるペーパー・カンパニーC社に形式上20億円で販売している。C社は、それをA社の米国100%子会社である販売会社Dに形式上21億円で販売し、D社は、そのカセット・プレーヤー10万台を米国において販売している。カセット・プレーヤー10万台は、日本の親会社Aから米国外子会社Dに直送されている(図「事例2 タックス・ヘイブンの子会社を利用した租税回避」参照)。

## 事例2 タックス・ハイブンの子会社を利用した租税回避

(日本)

(バミューダ)

(米国)



(表16) タックス・ハイブン子会社Cの利益(所得)・法人税

売上収入	2,100,000 千円
一) 仕入コスト	2,000,000 千円
利益(所得)	100,000 千円
一) 法人税	—
税引き後利益	100,000 千円

この場合、ペーパー・カンパニーであるC社は、カセット・プレーヤー10万台をA社から形式上仕入れて、それをD社に形式上販売するものであり、C社としては実質的には仕入・販売に係る経費は発生しないにもかかわらず、この取引で1億円の利益(所得)が発生することになる。タックス・ハイブンのバミューダでは法人税が存在せずこの利益(所得)について税金を納める必要がないことから、C社にとってこの1億円がそのまま利益として残ることとなる(表16「タックス・ハイブン子会社Cの利益(所得)・法人税」参照)。

ところで、C社はA社の支店ではなく子会社という別法人であることか

ら、C社がこの利益を内部に留保し、親会社であるA社に配当しない限り、つまり親会社のA社がC社からこの利益に係る配当を受け取り、収益に計上されない限り、日本の法人税が課されることはなく、この利益については税負担が一切かからないこととなる。

### 3 タックス・ヘイブンと多国籍企業の企業行動

多国籍企業がタックス・ヘイブンにペーパー・カンパニーの子会社等の関連会社を設立し、多国籍企業の関連企業グループ間の貿易（輸出・輸入）取引や金融取引等の国際的な取引について、関連会社であるタックス・ヘイブンのペーパー・カンパニーを形式的に介在させることは容易に行えることである。そのような行為により多国籍企業はタックス・ヘイブンの子会社等に税金のかからない利益（所得）を自在に留保することができ、その利益を親会社に配当しない限り、課税から免れ課税を繰り延べることができることとなる。またこのような課税を免れた資金を多国籍企業のグループ内の他の関連会社に投資することにより、資金の運用を図ることが可能であり、多国籍企業に課税の及ばない資金が半永久的に留保されることとなる。このような多国籍企業による租税回避行為は、税負担の公平の見地及び我が国の課税権の観点から著しく問題があると考えられる。

### 4 タックス・ヘイブンを利用した租税回避防止のためのタックス・ヘイブン対策税制の導入

このようなことを背景として、多国籍企業がタックス・ヘイブンに設立した子会社等の関連会社を利用した租税回避行為を防止するため、タックス・ヘイブンに所在する外国法人で我が国の法人又は居住者により株式又は出資の保有を通じて支配されているとみなされるものの留保所得をそれら我が国株主の持ち分に依じてその所得に合算して課税する「タックス・ヘイブン対策税制」が1978（昭和53）年度の税制改正（昭和53年法律11租税特別措置法の一部を改正する法律）で我が国の国内制度として導入されている。

## 〔参考〕

タックス・ヘイブン対策税制が導入される以前は、税務執行当局において、タックス・ヘイブンを利用する租税回避は、法人税法第11条の実質所得者課税の規定によりそれを適用しうる範囲において規制してきたが、この規定の適用に当たっての実質帰属の具体的な判定基準が明示されていないため、執行面での安定性に必ずしも問題なしとしない面があった。このため、租税法主義を堅持しつつ課税の執行の安定性を確保するという観点からも、租税回避対策のための明文規定の整備が強く要請されていた<sup>(1)</sup>。

## 5 タックス・ヘイブン対策税制の概要

タックス・ヘイブン対策税制導入当時の制度の概要は、次のとおりとなっていた。

居住者又は内国法人によってその発行済み株式等の50%超を直接又は間接に保有されている外国法人（外国関連会社）で軽課税国に本店又は主たる事務所を有するもの（特定外国子会社等）の留保所得（適用対象留保金額）のうち、直接又は間接にその発行済株式等の10%以上を単独又は同族株主グループと共同で保有する内国法人（納税義務者）のその保有する株式等に対応する部分（課税対象留保金額）は、その特定外国子会社等の事業年度終了の日以後2月を経過した日の属する内国法人の各事業年度の所得の金額に合算して課税する。

ただし、その特定外国子会社等が独立企業としての実体を備え、かつ、軽課税国で事業活動を行うことにつき十分な経済合理性があると認められる等一定の要件（適用除外要件）に該当する場合には、この合算課税は行われない。

## 〔参考〕

タックス・ヘイブン対策税制の導入当時の制度では、軽課税国を大蔵大

臣が指定・告示する「軽課税国指定制度」がとられていた。しかしながら、租税回避に利用されやすい課税上の措置を講じる国があとを絶たず、諸外国の税制改正のためまぐるしい動きを漏れなく適時適切に把握することは非常に困難となり、課税上の不公平が生じることとなったことから、1992（平成4）年度の税制改正により「軽課税国指定制度」が廃止されている<sup>(2)</sup>。この改正により、外国関係会社がタックス・ヘイブン対策税制の対象となる特定外国子会社等に該当するかどうかの判定は、外国関係会社が次の基準（「税率基準方式」）に当てはまる場合には特定外国子会社等に該当することとし、その判定は個々の法人ごとに行うこととした。

- ① 法人の所得に対して課される税が存在しない国に本店又は主たる事務所を有する外国関係会社
- ② その各事業年度の所得に対して課される租税の額が当該所得の金額の25%以下である外国関係会社

## 6 タックス・ヘイブン対策税制導入の影響

我が国の企業が海外に子会社等を設立して事業の海外進出・展開を図るための投資額の累計・残高を表す「対外直接投資残高」については、それが急激に増大しており、関連企業グループとして企業行動の多国籍化が進展していることは、前章において分析・考察したところである。

多国籍企業の子会社等の関連会社の設立がどの国・地域において行われているのかを表す「国別対外直接投資」についてみると（表7「国別対外直接投資累計額」参照）、1985（昭和60）年3月には、③パナマ（運輸業）、⑥香港（サービス業・商業）、⑧リベリア（運輸業・サービス業）の各国が、また1995（平成7）年3月には、④パナマ（運輸業・金融保険）、⑤オランダ（金融保険・不動産業・商業）、⑦香港（金融保険・商業）、⑨ケイマン諸島（金融保険）の各国が上位を占めており、これらの国・地域はいずれもタックス・ヘイブンとして有名な所である。

近年、我が国に親会社が存する多国籍企業においては、その企業行動・経

営戦略として、関連企業グループ全体の税負担の軽減を重要な目的とし、タックス・ヘイブンに設立した子会社等の関連会社をグループ内の国際的な取引に介在させて事業の展開を図っていることが、この指標から読み取ることができる。

このような状況に対応し、税負担の公平の確保と我が国の課税権の確保の観点から、1978（昭和53）年に導入されたタックス・ヘイブン対策税制の果たしている役割には、極めて大きな意義があるものと考えられる。

〔注〕

- (1) 「改正税法のすべて」（昭和53年）p 157
- (2) 「改正税法のすべて」（平成4年）p 202～206



### 第3節 関連会社間の所得の国際的移転

#### 1 所得の国際的移転

経済活動の国際化の進展に伴い、日本の企業の多くが国外に子会社等の関連会社を作って事業展開を行い、企業活動が多国籍化していることは、既に述べたところである。

このような企業活動の多国籍化を背景とし、利潤の追求を目的とする企業行動として税金も企業活動の費用の一種ととらえ、企業グループ内の関連企業間の国をまたがる取引の取引価格（移転価格）の操作を通じてより税金の安い国へ利益を移転し、企業グループ全体の税負担の軽減を図り、もって利潤の最大化を図るといった問題が発生している。このような多国籍企業のグループ内の関連企業間の国境を越える利益（所得）の移転は、個々の企業の租税債務を歪め、最終的には企業が存する国の課税権を侵害するという重大な問題を有している。

この問題を具体的な事例で検証することとしたい。

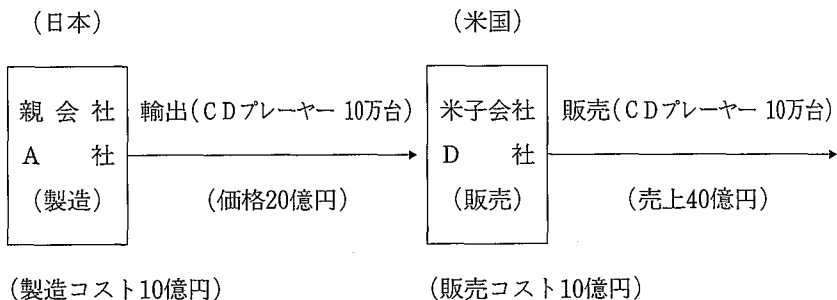
#### 2 事例3-1 関連会社間の国際的取引価格の操作（1）

電器製造会社Aは、日本の国内にある工場でCDプレーヤーを製造し、それを米国に設立した販売子会社Dに輸出し、D社はそれを米国で販売している。

具体的には、電器製造会社Aは、日本の国内にある工場でCDプレーヤー10万台を製造コスト10億円で製造し、それを米国に設立した100%子会社である販売会社Dに20億円で輸出している。D社はそのCDプレーヤー10万台を販売コスト10億円をかけて米国で販売し、40億円の売上収入を得ている（図「事例3-1 関連会社間の国際的取引価格の操作（1）」参照）。

この場合、この取引により、親会社であるA社は、10億円の利益（所得）が発生し、日本の法人税375百万円を支払い、税引き後625百万円の利益が残ることとなる（表17「日本親会社Aの利益(所得)・法人税（1）」（参照））。

## 事例3-1 関連会社間の国際的取引価格の操作(1)



(表17) 日本親会社Aの利益(所得)・法人税(1)

売上収入	2,000 百万円	
一) 製造コスト	1,000 百万円	
利益(所得)	1,000 百万円	①
一) 法人税(37.5%)	375 百万円	②
税引き後利益	625 百万円	③

(表18) 米国子会社Dの利益(所得)・法人税(1)

売上収入	4,000 百万円	
一) 仕入コスト	2,000 百万円	
一) 販売コスト	1,000 百万円	
利益(所得)	1,000 百万円	④
一) 法人税(35%)	350 百万円	⑤
税引き後利益	650 百万円	⑥

(表19) 企業グループ全体の利益(所得)・法人税(1)

利益(所得)	2,000 百万円	(①+④)
一) 法人税	725 百万円	(②+⑤)
税引き後利益	1,275 百万円	(③+⑥)

米国子会社Dは、10億円の利益（所得）が発生し、米国の法人税350百万円を支払い、税引き後650百万円の利益が残ることとなる（表18「米国子会社Dの利益（所得）・法人税（1）」参照）。その結果、この企業グループ全体の税引き前利益（所得）は20億円（①+④）、法人税負担は725百万円（②+⑤）、税引き後の利益は1,275百万円（③+⑥）となっている（表19「企業グループ全体の利益（所得）・法人税（1）」参照）。

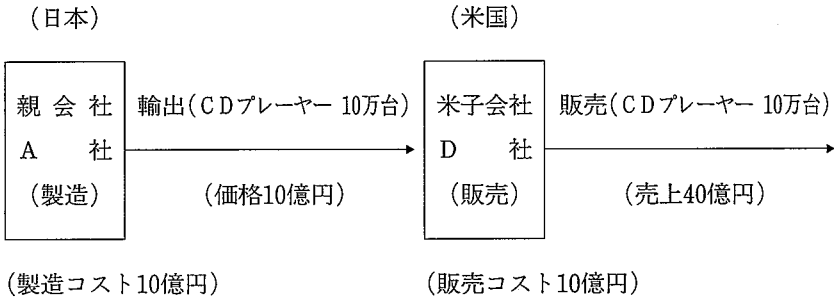
### 3 事例3-2 関連会社間の国際的取引価格の操作（2）

ところで、日本法人である電器製造会社Aは、米国の方が日本よりも法人税の税率が低く税負担が少ない（1998（平成10）年度税制改正前の日本の法人税率は37.5%であるのに対し、米国の法人税率は15、25、34、35%の4段階で、いずれにしても日本より税率が低い）ことに着目し、企業グループ全体の税負担の軽減を目的として、親会社Aと子会社D間の取引（輸出）価格を操作することにより、親会社Aの利益を子会社Dに移転し、米国子会社Dに利益を集めることを新たな経営方針としたとする。

具体的には、電器製造会社Aは、新しい経営方針に基づき、米国子会社DへのCDプレーヤー10万台の輸出価格を20億円から10億円に値下げを行った（図「事例3-2 関連会社間の国際的取引価格の操作（2）」参照）。

この場合、日本親会社Aの利益（所得）はゼロとなり、日本での法人税負担もゼロとなる（表20「日本親会社Aの利益（所得）・法人税（2）」参照）。一方、米国子会社Dの利益（所得）は20億円となり、米国法人税を7億円支払い、税引き後13億円の利益が残ることとなる（表21「米国子会社Dの利益（所得）・法人税（2）」参照）。その結果、この企業グループ全体の税引き前利益（所得）は20億円（⑦+⑩）、法人税負担は7億円（⑧+⑪）、税引き後の利益は13億円（⑨+⑫）となる（表22「企業グループ全体の利益（所得）・法人税（2）」参照）。

## 事例3-2 関連会社間の国際的取引価格の操作(2)



(表20) 日本親会社Aの利益(所得)・法人税(2)

売上収入	1,000 百万円	
ー) 製造コスト	1,000 百万円	
利益(所得)	0	⑦
ー) 法人税(37.5%)	0	⑧
税引き後利益	0	⑨

(表21) 米子会社Dの利益(所得)・法人税(2)

売上収入	4,000 百万円	
ー) 仕入コスト	1,000 百万円	
ー) 販売コスト	1,000 百万円	
利益(所得)	2,000 百万円	⑩
ー) 法人税(35%)	700 百万円	⑪
税引き後利益	1,300 百万円	⑫

(表22) 企業グループ全体の利益(所得)・法人税(2)

利益(所得)	2,000 百万円	(⑦+⑩) = (①+④)
ー) 法人税	700 百万円	(⑧+⑪) < (②+⑤)
税引き後利益	1,300 百万円	(⑨+⑫) > (③+⑥)

#### 4 関連会社間の国際的取引価格（移転価格）の操作による所得の国際的移転

電器製造会社Aと米国販売子会社Dとの間の関連会社間取引価格（移転価格）の操作（値下げ）がこの企業グループ全体にどのような影響を及ぼしたかについて、取引価格の変更前・後を比較することにより、分析・検討を行う。

企業グループ全体の税引き前利益（所得）については、変更前・後ともに20億円（変更前①+④=変更後⑦+⑩）で同じであるが、日本親会社Aの利益（所得）は10億円からゼロとなっており、それが全て米国子会社Dに移転してD社の利益（所得）は10億円から20億円に増加している。

また法人税負担については、日本親会社Aの税負担が375百万円からゼロとなり、米国子会社Dの税負担が350百万円から700百万円に増加しており、企業グループ全体の税負担は725百万円（②+⑤）から700百万円（⑧+⑪）に25百万円減少している。

税引き後の利益については、日本親会社Aの税引き後の利益が625百万円からゼロとなり、米国子会社Dの税引き後の利益は650百万円から1,300百万円に増加しており、企業グループ全体の税引き後の利益は1,275百万円（③+⑥）から1,300百万円（⑨+⑫）に25百万円増加している。

(表23) 日本・米国の税収比較 (1)

	日本の税収	米国の税収	合計
(1) 輸出価格20億円の場合	375百万円	350百万円	725百万円
(2) 輸出価格10億円の場合	0	700百万円	700百万円

ここで特に注目すべき点は、この親子会社間の取引価格（移転価格）の操作（値下げ）の結果、この企業グループ全体の立場からみると企業グループ全体の利益（所得）は全て米国子会社Dに集められ、日本における税負担がゼロ（軽減）となっているが、このことは、立場を変えて国の歳入の観点からみると日本の国の税収がゼロ（減少）となっていることである。一方、この企業グループにとって米国での税負担は反対に増加し、米国の国の税収は

増加する結果となっていることである（表23「日本・米国の税収比較（1）」参照）。

### 5 事例3-3 関連会社間の国際的取引価格の操作（3）

電器製造会社Aは、企業グループの親会社としての決算対策上の事情から従来の経営方針を変更し、親会社Aと子会社Dの間の取引（輸出）価格を操作（値上げ）することにより、子会社Dの利益（所得）を親会社Aに移転し、日本親会社Aに利益（所得）を集めることとしたとする。

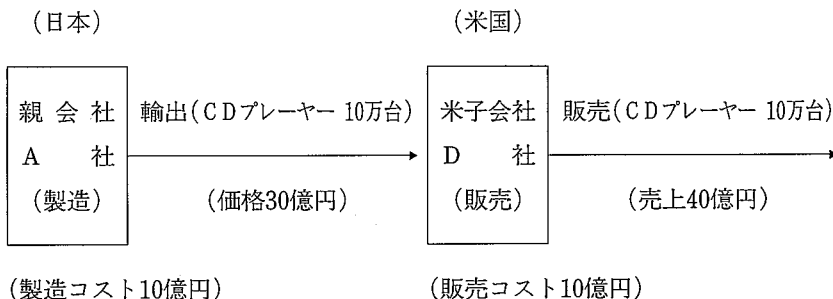
具体的には、電器製造会社Aは、新しい経営方針に基づき、米国子会社DへのCDプレーヤー10万台の輸出価格を20億円から30億円に操作（値上げ）を行った（図「事例3-3 関連会社間の国際的取引価格の操作（3）」参照）。

輸出価格の値上げの結果、企業グループ全体の税引き前利益（所得）については、変更前・後ともに20億円（変更前①+④=変更後③+⑥）で同じであるが、米国子会社Dの利益（所得）は10億円からゼロとなっており、それが全て日本親会社Aに移転してA社の利益（所得）は10億円から20億円に増加している。

また法人税負担については、米国子会社Dの税負担が350百万円からゼロとなり、日本親会社Aの税負担が375百万円から750百万円に増加しており、企業グループ全体の税負担は725百万円（②+⑤）から750百万円（④+⑦）に25百万円増加している。

税引き後の利益については、米国子会社Dの税引き後の利益が650百万円からゼロとなり、日本親会社Aの税引き後の利益は625百万円から1,250百万円に増加しており、企業グループ全体の税引き後の利益は1,275百万円（③+⑥）から1,250百万円（⑤+⑧）に25百万円減少している（表24「日本親会社Aの利益（所得）・法人税（3）」、表25「米国子会社Dの利益（所得）・法人税（3）」、表26「企業グループ全体の利益（所得）・法人税（3）」参照）。

## 例 3 - 3 関連会社間の国際的取引価格の操作 (3)



(表24) 日本親会社Aの利益 (所得) ・法人税 (3)

売上収入	3,000 百万円	
ー) 製造コスト	1,000 百万円	
利益 (所得)	2,000 百万円	⑬
ー) 法人税 (37.5%)	750 百万円	⑭
税引き後利益	1,250 百万円	⑮

(表25) 米国子会社Dの利益 (所得) ・法人税 (3)

売上収入	4,000 百万円	
ー) 仕入コスト	3,000 百万円	
ー) 販売コスト	1,000 百万円	
利益 (所得)	0	⑯
ー) 法人税 (35%)	0	⑰
税引き後利益	0	⑱

(表26) 企業グループ全体の利益 (所得) ・法人税 (3)

利益 (所得)	2,000 百万円	(⑬+⑯) = (①+④)
ー) 法人税	750 百万円	(⑭+⑰) > (②+⑤)
税引き後利益	1,250 百万円	(⑮+⑱) < (③+⑥)

この親子会社間の取引価格（移転価格）の操作（値上げ）の結果、この企業グループ全体の立場からみると、企業グループ全体の利益（所得）は全て日本親会社Aに集められ、税負担も日本のみで発生し、日本の国の税収が増加することとなる一方、米国の国の税収はゼロ（減少）となっている（表27「日本・米国の税収比較（2）」参照）。

（表27）日本・米国の税収比較（2）

	日本の税収	米国の税収	合計
(1) 輸出価格20億円の場合	375百万円	350百万円	725百万円
(3) 輸出価格30億円の場合	750百万円	0	750百万円

## 6 所得の国際的移転と多国籍企業の企業行動

これらのことから、多国籍企業は、企業グループ全体の税負担の軽減や親会社の決算対策等の経営目的のために、その企業グループ内の親会社・子会社等の関連会社間の国をまたがる様々な取引の価格（移転価格）を操作することにより、利益（所得）を一方の国に存する企業グループ内の会社から他方の国に存する企業グループ内の会社に移転し、その結果一方の国の税負担を減少させたり増加させたり（他方の国の税負担を増加させたり減少させたり）することが自在にできることが指摘できる。

また、このような移転価格の操作を繰り返すことにより、グループ内の異なる関連会社間で次々に所得を他の国の関連会社に移転することが可能であると考えられる。

このことは、①多国籍企業は本質的に企業グループ内の関連会社間取引価格（移転価格）の操作を通じて、関連会社間で自在に利益（所得）の移転を行うことができる機能を有していること、②多国籍企業は特定の経営目的を実現するためにこの所得移転機能をいかようにでも利用可能であること、③このような多国籍企業の企業行動により、多国籍企業の企業グループ内の親会社・子会社等の関連会社が存する国にとっては、国家としての課税権が実



質的に侵害される危険性に常に直面していることを示している。

## 7 所得の国際的移転防止のための移転価格税制の導入

このようなことを背景として、多国籍企業がその企業グループ内の親会社・子会社等の関連会社間の国際的取引価格（移転価格）の操作を通じて所得を国際的に移転させることを防止し、国の課税権を確保するため、法人がその国外の関連会社と行う取引の価格（移転価格）が独立企業間価格（非関連者間取引で成立する価格）と異なることにより、その法人の所得が減少する場合は、その取引が独立企業間価格で行われたものとして課税所得を計算する「移転価格税制」が1986（昭和61）年度の税制改正（昭和61年法律13租税特別措置法の一部を改正する法律）で我が国の国内制度として導入されている。

### 〔参考〕

移転価格税制導入の趣旨・目的について、税制調査会の「昭和61年度の税制改正に関する答申」（昭和60年12月17日）は、次のように述べている<sup>(1)</sup>。

近年、企業活動の国際化の進展に伴い、海外の特殊関係企業との取引の価格を操作することによる所得の海外移転、いわゆる移転価格の問題が国際課税の分野で重要となってきているが、現行法では、この点についての十分な対応が困難であり、これを放置することは、適正・公平な課税の見地から、問題のあるところである。また、諸外国において、既に、こうした所得の海外移転に対処するための税制が整備されていることを考えると、我が国においても、これら諸外国と共通の基盤に立って、適正な国際課税を実現するため、法人が海外の特殊関係企業と取引を行った場合の課税所得計算に関する規定を整備するとともに、資料収集等、制度の円滑な運用に資するための措置を講ずることが適当である。

## 8 移転価格税制の概要

移転価格税制導入当時の制度の概要は、次のとおりとなっている。

法人と国外関連者（海外の子会社、親会社等の特殊関係企業）との間の取引が通常の取引価格（独立企業間価格）に比して低価又は高価で行ったことにより、その法人の所得が減少する場合には、その取引が独立企業間価格で行われたものとみなして法人税の課税所得を計算する。

「国外関連者」とは、法人との間に次の特殊の関係のある外国法人をいう。

- ① 一方の法人が他方の法人の株式等の50%以上を直接・間接に保有する関係
- ② 両方の法人が同一の者によってそれぞれその株式等の50%以上を直接・間接に保有される関係
- ③ 一方の法人が他方の法人の事業の方針の全部又は一部を実質的に決定できる関係

また「独立企業間価格」は、独立価格比準法、再販売価格基準法、原価基準法、その他の方法のいずれかによって算定する。

### 〔参考〕

移転価格税制導入に伴い、租税条約実施特例法に「対応的調整」に関する規定が設けられており、その内容は次のとおりとなっている。

租税条約相手国が移転価格課税を行った場合において、租税条約に基づき両国の権限のある当局が合意に達したときは、我が国は、取引の相手方である内国法人の課税所得を減額更正（対応的調整）する。

## 9 移転価格税制導入の影響

我が国の経済及び企業活動の国際化の状況における顕著な特徴として、①我が国は資本輸入国よりも資本輸出国として経済が成り立っていること、②我が国の企業の事業活動が多国籍化していること、③その多国籍企業の企業

グループ内の関連会社間の貿易取引・金融取引が増大し、複雑・多様化していることについては、これまでの本稿の検討において指摘したところである。

多国籍企業は、本質的に、企業グループ内の関連会社間の取引価格（移転価格）の操作を通じて、関連会社間で所得の国際的移転を自在に行える機能を有するものである。

多国籍企業にとっては、その事業活動の展開が進むにつれ、関連会社間の国際的取引の比重が増えてきているものと考えられる。

また、多国籍企業にとっては、その事業展開が成熟するに従って、税負担も費用の一種としてとらえ、企業グループ全体の税負担の軽減・最小化が企業経営上の重要な要素の中の一つとなって企業行動が決定されていると考えられるところである。

このような多国籍企業の企業行動が想定されるなか、①我が国における法人所得についての実質的な税負担は、欧米主要国の水準に比べ決して低いほうではなく、やや高めであること、また②我が国の市場が高コスト構造であること（更に日本独特の商慣習や規制が多いことも指摘されていること）を勘案すると、多国籍企業にとって我が国に利益（所得）をより多く留保したり、その利益（所得）を我が国において再投資するインセンティブは比較的低いものと考えられる。

日本に親会社が存する多国籍企業については、親会社に利益（所得）を集積しなければならない経営上の特別の事情がない限り、我が国よりも税負担が少なく、市場のコストも低く、国際金融市場の機能を有し、更に政治・経済的に安定した国に関連会社を設立し、企業グループ内の関連会社間の取引価格（移転価格）の操作を通じて、その国外の関連会社に利益（所得）の移転を行うインセンティブは高いものと考えられる。

また、外国に親会社が存する多国籍企業については、我が国の高い税負担、高コスト構造、独特の商慣習・規制等の市場参入障壁を踏まえた場合には、これらの条件が少しでも有利な我が国以外の外国にある関連会社に移転

価格の操作を通じて利益（所得）の移転を行うインセンティブは極めて高いものと考えられる。

このようなことから、我が国は内外の多国籍企業の所得の国際的移転を行う企業行動により、我が国の課税権の侵害の危険性に常にさらされており、これを放置することは、我が国の課税権の空洞化をもたらすものと考えられる。

このような点を踏まえると、多国籍企業による所得の国際的移転の防止を図り、我が国の課税権の確保を行う移転価格税制の導入は、極めて重要な意義を有するものと考えられる。

#### 〔参考〕

我が国の法人所得に対する法人税率は、43.3%（1984（昭和59）年4月1日以降終了事業年度に適用）まで高められ、その後数次にわたり税率の引下げが行われて、37.5%（1990（平成2）年4月1日以降開始事業年度に適用）となっていたが、1998（平成10）年度の税制改正により、34.5%（1998（平成10）年4月1日以降開始事業年度に適用）に引下げられている。

法人税の表面税率を欧米主要国と比較すると、米国35%、イギリス31%、ドイツ45%、フランス33.1/3%となっており、我が国の法人税の表面税率はほぼ欧米主要国並となっている。

法人税の実効税率（地方税を含む）を比較すると、日本46.36%（1998（平成10）年度税制改正前は49.98%）、米国40.75%、イギリス31%、ドイツ51.67%、フランス41.2/3%となっており、我が国企業の実質的な税負担は、欧米主要国の水準よりもやや高めになっている<sup>(2)</sup>。

#### 〔注〕

- (1) 「改正税法のすべて」（昭和61年）p 194
- (2) 大蔵省編「ファイナンス1998.4-389号」p 74～91（平成十年度税制改正における法人税制改革の概要）

## まとめ

### 1 我が国の経済活動及び企業活動の国際化の進展の状況

我が国の経済活動及び企業活動の国際化の進展の状況についてみると、次の特徴を指摘することができる。

- ① 我が国経済の規模の拡大以上に国際的な商品の取引である貿易（輸出・輸入）取引の規模が増大するとともに大幅な貿易黒字になっており、我が国経済は貿易により成り立っていること、特に機械機器等の製品・部品を輸出することによって支えられていること
- ② 企業活動として海外に工場・支店・子会社等を設置して事業展開を行う対外直接投資残高が著しく増大しており、我が国企業の企業活動の多国籍化が進んでいること
- ③ 国別の対外直接投資残高ではタックス・ヘイブンの国・地域が上位を占めており、我が国企業が多国籍企業としてタックス・ヘイブンの利用を活発に行っていること
- ④ 対外直接投資残高が対内直接投資残高を大きく上回っており、我が国の経済は資本輸出国として成り立っていること
- ⑤ 国際的な資金（資本）の運用・移動である対内外証券投資残高が著しく増大しており、企業活動における国際的資金運用の重要性が高まっていること

### 2 多国籍企業としての事業展開

このような経済活動・企業活動の国際化の進展に伴い、我が国の企業は多国籍企業として事業展開を拡大しており、多国籍企業として成熟するに従って企業グループ全体としての税負担の軽減・最小化が企業経営上の重要なテーマの一つとして企業行動が決定されるようになったと考えられる。

### 3 国際的二重課税と企業行動

海外に工場・支店・子会社等を設置して事業展開を行う場合、外国発生所得に対する国際的二重課税は、企業の海外における事業活動の阻害要因になる。我が国は、資本輸出国として成り立っていることから、国際的二重課税を排除する方法としては、国外所得免除方式よりも資本輸出中立性を有するといわれる外国税額控除方式がより妥当性があるものと考えられる。

1953（昭和28）年の外国税額控除制度の導入、1955（昭和30）年の日米租税条約の発効は、その後の我が国経済が貿易立国としてめざましい発展をとげ、我が国企業が国際的な事業展開を拡大する上で、多大の貢献を行ったものと考えられる。

特に海外子会社による事業活動に対する外国税額控除を認めた間接納付税額控除方式の導入（1962（昭和37）年度税制改正）は、我が国企業の多国籍企業としての事業展開の促進に大きな貢献を果たしたものと考えられる。

### 4 タックス・ヘイブンと多国籍企業の企業行動

多国籍企業にとって、タックス・ヘイブン（軽課税国・地域）の存在はその企業行動に大きな影響を与えたものと考えられる。タックス・ヘイブンに対する対外直接投資の状況からそのことがうかがえる。

多国籍企業がタックス・ヘイブンに設立した子会社等の関連会社を企業グループ内の国際的取引に介在させて、税金のかからない利益（所得）をそのタックス・ヘイブンの子会社等に留保することは、多国籍企業に課税の及ばない資金（利益）を半永久的に留保させることとなり、これは、税負担の公平及び国の課税権の観点から著しく問題がある。

このような問題に対応して、1978（昭和53）年にタックス・ヘイブン対策税制が導入されたことは、多国籍企業の租税回避の企業行動を規制し、我が国の課税権の確保を行う上で、大きな意義があるものと考えられる。

## 5 所得の国際的移転と多国籍企業の企業行動

多国籍企業は、その事業活動の展開が進むにつれ、関連会社間取引の比重が増えるとともに、企業グループ全体の税負担の軽減・最小化が企業経営上の重要なテーマの一つとなってきたと考えられる。

多国籍企業は、本質的に、企業グループ内の関連会社間の取引価格（移転価格）の操作を通じて、関連会社間で自在に利益（所得）の移転を行うことができる機能を有している。

従って、多国籍企業が企業グループ全体の税負担の軽減等を目的として、関連会社間の貿易取引や金融取引の取引価格（移転価格）の操作を通じて所得の国際的な移転を行い、一方の関連会社の存する国の税負担の軽減（他方の関連会社の存する国の税負担の増加）を行うことは、企業行動として充分想定されるところである。

しかしながら、多国籍企業のこのような企業行動は、その多国籍企業の関連会社が存する国の国家としての立場からみると、国家としての課税権が侵害されることであり、これを放置することは、国の課税権の空洞化を意味することとなる。

このような問題に対応して、1986（昭和61）年に移転価格税制が導入されたことは、多国籍企業の移転価格の操作を行う企業行動を規制し、我が国の課税権の確保を行う上で、重要な意義があるものと考えられる。

## 6 国際課税制度の意義

本稿における以上の考察から、歴史的には、外国税額控除制度は、我が国企業の国際的事業活動の展開を促進し、特に我が国に親会社が存する多国籍企業の海外における事業の発展に寄与した意義があるものと考えられる。

また、タックス・ヘイブン対策税制及び移転価格税制は、多国籍企業の企業グループ全体の税負担の軽減・最小化という企業行動を規制し、我が国の課税権の確保を図る意義があるものと考えられる。

## 7 国際課税制度と多国籍企業の企業行動

このような我が国の国際課税制度の下で、多国籍企業が企業グループ全体の利潤の最大化（税負担等の費用の最小化）を経営目的として事業展開を行う場合には、多国籍企業の企業行動として、次のことが想定されるであろう。

- ① 我が国よりも税負担が少なく、タックス・ヘイブン対策税制の対象にならない国であって、
- ② 市場のコストが低く、
- ③ 国際金融市場の機能を有し、
- ④ 政治・経済的に安定した国に、

子会社等の関連会社を設立して、関連会社間の国際的取引を通じてその関連会社に利益（所得）を留保し、その関連会社の資金を中心に再投資活動を行って国際的な事業展開を図ることが考えられるところである。

このような多国籍企業の企業行動は、①我が国の産業の空洞化をもたらす恐れがあり、それに伴って我が国の課税権が空洞化する可能性があること、また②産業の空洞化に至らなくとも、多国籍企業の所得移転機能の行使により、我が国の課税権の空洞化を生じさせる可能性があるところである。

このような問題に対応し、我が国の課税権の確保を行うためには、我が国の経済・社会のシステムを国際的な水準を踏まえて更に整備を行い、多国籍企業の事業活動にとっても魅力のあるものにしていく必要があるものと考えられる。

またそれとともに、今後、タックス・ヘイブン対策税制、移転価格税制等の国際課税制度の適切な執行及びそのための税務当局間の国際的協力関係の増進の重要性が増していくものと考えられる。